

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部ウクライナ支援室

1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
 - (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウクライナ全土
 - (3) 案件名：人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画（The Programme for Emergency Response on Humanitarian Mine Action and UXO Clearance）
- G/A 締結日：2026 年 1 月 23 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における復旧・復興及び開発の現状・課題及び本事業の位置付け

2022 年に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、今なおウクライナ東南部の前線地域を中心に両軍による激しい戦闘が繰り返され、ロシア軍によるウクライナ全土へのミサイル攻撃等も継続している。世界銀行が 2024 年 12 月時点でまとめた第四次被害及びニーズ評価（Rapid Damage and Needs Assessment）では、侵略によりウクライナが被っている直接的な被害額を 1,760 億米ドルと試算しており、特に住宅分野（576 億米ドル）、運輸交通分野（367 億米ドル）、エネルギー分野（205 億米ドル）、商工業分野（175 億米ドル）の被害が大きいと報告している。同レポートでは、今後十年間で復旧・復興に要する資金を、ウクライナの 2024 年度 GDP の約 2.8 倍にものぼる約 5,240 億米ドルと試算しているが、戦争長期化により復興に要する資金はさらに膨らむと見込まれる。

復旧・復興への取り組みは、戦時下の人々の生活及び経済活動を保ちつつ、停戦を待たず切れ目なく進めていく必要があるものの、ロシア軍の継続的な攻撃に加えて、ロシア軍が埋没した爆発性残留物及び地雷（以下、「地雷等」という。）が、復旧・復興の大きな妨げとなっている。ウクライナ経済省によると、ロシア軍が一時占領した国土を中心に約 140 千 km²（ウクライナ国土（603,700 km²）の約四分の一）の陸地と約 14 千 km²の水域が地雷等で汚染されており、人々の安全に直接的・間接的な脅威を与え続けている。地雷等による民間人犠牲者は、ロシア軍の侵略開始から 2024 年 12 月までに 1,300 人を超え、2030 年までには地雷等の予期せぬ爆発で更に 9,000 件の事故が発生すると見込まれている。加えて農地汚染により、侵攻前と比較し耕作面積が 18%減少する等、農業生産力の大幅な減少も招いている。

かかる状況下、JICA はこれまで、国際社会の動向や日本政府の方針に沿って、

無償資金協力「緊急復旧計画」「緊急復旧計画（フェーズ 2）」「緊急復旧計画（フェーズ 3）」「緊急復旧計画（フェーズ 4）」や技術協力「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」などを通じ、ウクライナ政府関係機関の地雷対策能力の強化・拡大を図ってきた。具体的には、ウクライナ内務省傘下のウクライナ非常事態庁（State Emergency Service of Ukraine（以下、「SESU」という。））に対して、地雷等除去機、探知機、運搬車両等を調達するとともに、それらの操作研修などを通じて、SESU の体制強化と人材育成に取り組んできた。一方、長引く侵略によって SESU の更なる体制の強化と拡大に係る支援ニーズが増加するとともに、地雷等を除去した後の復興に向けたニーズも高まりを見せているところ、「人道的地雷・不発弾対策のための緊急復旧・復興計画」（以下、「本事業」という。）では、長年にわたり地雷不発弾対策に取り組んできた我が国の知見を活かしつつ、実施中の技術協力等とも連携しながら、地雷除去機等の更なる供与とともに、地雷被害者への医療面での支援や、地雷被害者を減らすための教育面での支援に取り組むことで、ウクライナにおける地雷等への対策を包括的に推進するとともに、被災地域における安全を確保し、被害を軽減化することで、地雷除去後の復興への速やかな移行に貢献する。

（２）ウクライナ復旧・復興に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

ロシアによるウクライナ侵略に対し、国際社会が連帯してウクライナ支援を実施する中、日本政府も、日本の経験や知見を活用して、地雷対策、電力・エネルギー等の基礎インフラ整備等を通じた生活再建、産業振興、人材育成等の分野でウクライナの復旧・復興に貢献していく旨を様々な場で表明している。

JICA はこれまで日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として 3 つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の支援）を掲げ、また③復旧・復興の支援の中では 4 つの優先課題（「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」）を軸に、既存案件の活用や日本の強みの活かせる新規案件の形成等、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を実施してきた。

2025 年 10 月には日本が「ウクライナ地雷対策会議 2025」（以下、「UMAC2025」という。）を主催し、ウクライナ地雷対策に対する国際社会での議論を主導した。本事業は、地雷等の被害軽減に必要な資機材の包括的な供与を通じ、ウクライナの緊急復興及び持続的な経済復興に貢献するものであることから、我が国を含む国際社会による支援の方向性と合致する。また、本事業は、3.（１）④に記

載の他の JICA 事業との相乗効果が期待され、FOIP との関連では、同構想が示す一つの柱「平和の原則と繁栄のルール」に合致する。さらに、JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」のクラスター事業戦略「地雷・不発弾対策」とも合致する。

（３）他の援助機関の対応

欧州連合（EU）を中心としたドナー各国及び国際機関・国連機関・国際 NGO 等、国際社会全体がウクライナに対する緊急人道支援、復旧・復興支援を継続的に実施している。地雷対策の分野では、米国、スイス、EU、ドイツを筆頭に、主に欧米ドナー各国による地雷除去機や機材及び人員輸送用の車両を含む機材供与、地雷探知から除去にかかる能力強化、及び地雷回避教育支援等が実施されている。国際機関・国連機関による取組については、UNDP による SESU への車両及び防護装備の供与や、WFP や FAO による地雷除去から農地回復・生産再開までのワンパッケージ支援等が挙げられる。

3. 事業概要

（１）事業概要

① 事業の目的

本事業は、ウクライナに対して、緊急で必要な地雷等処理資機材、地雷被害者等に医療面の支援を行う機材、地雷教育のための機材等を供与することにより、本格的な復興に向けて人間の安全保障上の脅威である地雷等の除去、被害からの回復、被害回避を進め、もってウクライナの持続的な復興に寄与するもの。

② 事業内容

以下の調達機材の選定や仕様の決定は、ウクライナ側のニーズを踏まえるとともに、実施中の技術協力「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」による能力強化支援（教育用機材の開発支援等）との相乗効果発揮も念頭において行う。なお、これら調達機材については、現地情勢が流動的であることから、その内容は、変更の可能性がある。

ア）施設、機材等の内容

- i) 地雷等処理分野：地雷除去機、爆発物運搬車両、緊急車両、地雷除去機用アタッチメント、地雷除去機整備拠点用修理機材、スペアパーツ等
 - ii) 医療・保健分野：治療診断・リハビリテーション用医用機材、緊急輸送車両等
 - iii) 教育分野：爆発物回避教育用車両及び教材（回避教育用の教材を格納する等、移動先で回避教育が実施できるように装備された車両）
- イ）調達・施工方法

本邦調達を優先しつつも、機材内容・納期及びウクライナ国内のニーズ調査に基づき、本邦、現地、第三国調達を選択する。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ウクライナ政府機関、政府関連機関・施設、地方自治体等

最終受益者：ウクライナ国民（人口約 38 百万人）（世銀、2024 年）

（２）総事業費

4,000 百万円（概算協力額（日本側）：4,000 百万円）

（３）事業実施スケジュール（協力期間）

2026 年 1 月～2027 年 3 月を予定（計 14 か月）、治安情勢等により変動する可能性有。

（４）事業実施体制

１）事業実施機関：ウクライナ内務省（Ministry of Internal Affairs）が日本政府、JICA 及び調達代理機関とともに案件全体の監理を行いつつ、SESU 及び内務省傘下の医療施設等が緊急ニーズに即した資機材リストを JICA 及び調達代理機関と検討の上確定し、調達を行う。

２）運営・維持管理機関：本事業を通じて整備される資機材は SESU 及び内務省傘下の医療施設によって運営・維持管理される。SESU 及び内務省傘下の医療施設は既に類似の機材・施設を有しており、運営・維持管理に当たっての体制・技術・財政面での懸念はない。戦時であることから、体制面や財政面については一定の配慮が必要であるが、復旧・復興に際して優先度の高い資機材であることから、適切な手当てがなされる見込み。

（５）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

下記の情報収集・確認調査、技術協力、無償資金協力等において、本事業の支援内容にかかる詳細情報の収集や評価指標の設定等を行う。

- ・ 人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト（2022 年 11 月～）
- ・ 緊急復旧・復興プロジェクト（2023 年 3 月～）
- ・ 保健分野能力強化（リハビリテーション、災害医療、薬剤耐性・感染予防管理）（2024 年 6 月～）
- ・ 職業訓練分野における民間セクターとの連携に係る基礎情報収集・確認調査（2024 年 9 月～）
- ・ 農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査

(2023 年 1 月～)

- ・ 女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト (2024 年 8 月～)
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画」(2023 年 3 月 G/A 締結)
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画 (フェーズ 2)」(2023 年 4 月 G/A 締結)
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画 (フェーズ 3)」(2024 年 2 月 G/A 締結)
- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画 (フェーズ 4)」(2025 年 4 月 G/A 締結)

特に、3.(1)④に記載の通り、本事業を通じて SESU に供与される地雷等処理分野や爆発物回避教育にかかる機材は、実施中の技術協力「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」と連携し活用される見込みである。無償資金協力で供与される機材の運用能力強化も行う同プロジェクトとの連携により、当該機材の効果的な利活用が期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

他ドナー等との情報交換を密にし、重複が生じないように留意する。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ その他・モニタリング : 該当なし

(7) 横断的事項 : 特になし

(8) ジェンダー分類 :

【対象外】■G I (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

＜活動内容／分類理由＞ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な指標等の設定に至らなかったため。なお、供与予定の地雷等処理資機材、地雷被害者等に医療面の支援を行う機材、地雷教育のための機材等について、それらを女性が使用しやすいものにするこでのジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する活動の推進を意図し、その点について先方と合意をしている。

(9) その他特記事項 :

戦況を含めウクライナ情勢は非常に流動的であるため、本事業の実施にかかる JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国を想定しないもしくは最小限とする事業計画とする。ローカル・第三国人材の活用が想定される場合、当該人材の同国内での活動については、必要な安全情報などの提供を行うなど、安全確保に努めることとする。

4. 事業効果

（１）定量的効果

１）アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値	目標値（2030 年） 【事業完成 3 年後】
SESU が実施した地雷・ERW（爆発性戦争残存）処理面積（km ² ／年）	54.8 （開戦年前 3 年の実績値年平均）	57.5 （基準値から 5% 増）
SESU が除去した地雷・ERW 処理数（個／年）	76,801 （開戦年前 3 年の実績値年平均）	80,641 （基準値から 5% 増）
対象病院での対応被害者数（人／年）	2025 年の対応被害者数実数	基準値から 300 人増
地雷等回避教育プログラムを実施した地域における地雷・不発弾発見通報の回数（回／年）	2025 年の通報回数実数	基準値から 24 回増

※先方実施機関と具体的な供与機材等を協議する過程で、設定・モニタリング・開示が可能な指標を確認・合意する。

※SESU が実施した地雷・ERW（爆発性戦争残存）処理面積及び SESU が除去した地雷・ERW 処理数については、「緊急復旧計画（フェーズ 1、2、3、4）」と指標を共有している。

（２）定性的効果

地雷等の除去を通じたウクライナにおける避難民帰還、復旧・復興事業（農業生産性の向上等）の促進。

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件

治安情勢や戦況が急激に悪化しない。

(2) 外部条件

戦争やインフレの影響により、資機材費等が急激に高騰しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

戦時下にある情勢が流動的な状況で実施中の本事業の前フェーズである無償資金協力「緊急復旧計画（フェーズ 1、フェーズ 2、フェーズ 3、フェーズ 4）」においては、ウクライナ政府の免税手続きや調達代理機関口座への資金移動といった先方負担事項の履行遅延、関係省庁内の人事異動による協議停滞などの課題があった。本事業実施は、無償資金協力の手続きに不慣れな内務省が主管するため、過去の経験に基づきこれら手続き上の課題をウクライナ政府と事前に共有し、予め必要な対策を協議しておく。加えて、関係省庁内での円滑なコミュニケーションを構築及び促進する観点から、JICA 事務所及び本部関連部署で連携のうえ、日頃からの密接なフォローを継続する。

7. 評価結果

本事業は、ウクライナの緊急的な人道支援も含む開発課題に対する方針、並びに国際社会全体、我が国及び JICA の協力方向性に合致し、緊急復旧の推進を通じて戦災からの復旧・復興に資するものであることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 3 年後 事後評価

以上

別添：地図

別添

「人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画」地図



出典：United Nations